

司法修習委員会（第34回）議事録

1 日時

平成29年11月2日（木）午前10時から午後0時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）井窪保彦，今田幸子，大場亮太郎，翁百合，木村光江，小泉博嗣，酒巻匡，高瀬浩造，高橋宏志（委員長），栃木力（敬称略）

（幹事）井田良（幹事長），沖野眞已，吉川崇，小林克典，関聡介，染谷武宣，坪井昌造，平城文啓，藤原浩，細田啓介，松下裕子，松本利幸，門田友昌，山本和彦（敬称略）

4 議題

（1）意見交換

ア 導入修習に関する状況等について

イ 実務修習に関する状況等について

（2）今後の予定について

5 配布資料

（資料）

69 導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果

6 議事

（1）委員・幹事の交替

片岡委員に替わり，大場委員が，清藤幹事，佐伯幹事に替わり，平城幹事，吉川幹事が新たに任命された旨の報告がされた。

（2）報告

染谷幹事から，司法修習の実施状況等について報告がされた。

また、染谷幹事から、司法修習生の修習資金の貸与状況について、第70期では、平成29年9月27日現在で、1125件の貸与申請があり、司法修習生全体の73.4%に当たること、兼業許可の状況について、第70期では、平成29年9月30日現在で、352件を許可していること、修習給付金等について、司法修習生の修習給付金に関する規則、司法修習生に関する規則及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則が制定され、平成29年8月4日に公布されたこと、司法修習予定者に対し、各種の修習給付金の内容、支給日、申請方法、税法上の取扱い等について周知を行っていることが報告された。

(高橋委員長)

確定申告というのは修習生にとって大変なことであろうから、よく周知する必要がある。

(3) 意見交換

ア 導入修習に関する状況等について

(高橋委員長)

導入修習に関し、司法修習生指導担当者協議会（指担協）の協議結果と導入修習アンケートについて、まず、染谷幹事から報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

本年7月に開催された指担協においては、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の各分科会で、司法研修所の教官と実務修習庁会の指導担当者との間で協議が行われた。

まず、導入修習に関する協議結果について説明する。導入修習は、修習開始段階で司法修習生に不足している実務的知識、能力に気付かせ、かつ、これにより、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行われるようにするという目的がある。これまでこの委員会、幹事会でも報告した司法修習生に対するアンケートの結果や、昨年度までの指担協での協議内容に照らし、これまでの

ところ、これらの二つの目的に照らして、一定の成果があがっていると考えている。そこで、今回の指担協では、司法修習生が気付いた知識、能力の不足を自学自修に結びつけることができているかどうかという観点を中心に、指導担当者が感じていることなどを聞いて、議論を行うことにした。

導入修習の目的のうち、分野別実務修習への円滑な移行については、いずれの分科会でも肯定的な意見が多く述べられたところである。昨年までの指担協の報告でも紹介したが、司法修習生は実務修習でやるべき内容についてのイメージを持って修習に臨んでいる、あるいは、事実認定の手法など基礎的な知識は一応身につけてきているのではないかと、更には、司法修習生の間の人間関係がある程度できていて、議論しやすい雰囲気ができているなどと、肯定的な意見が多く述べられており、分野別実務修習への円滑な移行という点では引き続き相応の効果があがっているのではないかと考えている。

他方、自らの知識、能力等の不足に気付かせて、これを自学自修につなげるという点については、それなりに自学自修の姿勢が身につけているという評価も聞かれる一方で、自分の課題の認識が十分でない者、あるいは修習への意欲が低く、取組の姿勢が十分でない者もあり、更には、司法修習生はどうやって自学自修をするのかという点を必ずしも分かっていないのではないかとといった意見も述べられた。

実務庁会から出た意見を更に紹介すると、自学自修の必要性あるいは方法について導入修習で更に強く指導してほしいという要望が出されたほか、各クールの初めの段階で、導入修習での気づきを修習生から面談で聞いたり、あるいはそれぞれの不足を再認識させるようなプログラムを行って、自学自修の必要性に目を向けさせるといった工夫をしているという例も紹介されたところである。その他としては、導入修習を行う司法研修所と、実務修習を行う実務庁会との間の連携を更に深めるべきだという意見も述べられた。

なお、導入修習の実施期間については、特段支障は生じておらず、現状の期

間が相当であるという意見が大勢であった。

概括的なところは今紹介したとおりであるが、続いて、各分科会での議論の状況について、各上席教官の幹事から補足的な説明をお願いしたい。

(松本幹事)

それでは、まず民事裁判の分科会の協議結果について簡単に説明する。

分野別実務修習の円滑な実施については、先ほど染谷幹事から紹介があったように、ほとんど肯定的意見であったので、自己の知識等の不足に気付かせ、自学自修を促すことについて、紹介させていただく。自らの知識不足を十分に自覚しているようだけれども、自学自修につながるかどうかということには個人差があるという意見、自学自修に取り組む姿勢はそれなりに見られるけれども、自分の課題を認識していても、法律実務家に求められる水準を踏まえて主体的、積極的に取り組むという姿勢が十分ではなく、目標を達成するためのやり方を把握できていないことなどから、必ずしも自学自修に結びついていない者もいるというような意見が述べられた。

この「法律実務家に求められる水準を踏まえて」というのは、本来は実務家として自分がスタートすることを念頭に置いて足らざる点を認識し、自学自修に取り組むべきところ、単に周囲の修習生と比較して、自分は足りていないのではないかというレベルで意識しているだけという意味で、不十分ではないかという趣旨である。

このような意見を踏まえて、更なる自学自修の動機付け、あるいは自学自修の仕方の指導等が必要であるということが共通した認識であった。

(細田幹事)

刑事裁判分科会においても、やはり分野別実務修習への円滑な移行については一定の成果を収めているが、自学自修を促す、その前提として自己の知識等の不足に気付かせる、このような目的についてはまだまだ取り組むべきことが多いのではないかという意見が結構出たところである。中には、分野別実務修

習中に論点にぶつかって、レポートを指示もしないのに自ら進んでまとめてきて、見てくださいと言ってきたといったようなことから、自学自修の姿勢が身についているように感じるという意見もあったが、やはりそうではなく、もう少し自学自修の必要性を感じてほしい修習生も多いという意見も多かったところである。

導入修習は、大人数で、期間が限定された上で行うので、やはり個別の対応まではなかなかできないところであり、分野別実務修習へどうやってつなげていくか、個別対応の方にどうやってつなげていくかというところが一つ問題ではないかと思われる。その中で、分野別実務修習では、例えば司法修習生同士でディベートをさせて互いに切磋琢磨させる機会を増やす、あるいは、指導側でも分野別実務修習に来た当初から面談を行って、本人の知識不足についての自覚症状をまず確認して、しばらく修習している様子を見てから更に面談を行って、個別に指導を行うといったことを行っているという報告もあった。

先ほどの導入修習から分野別実務修習への円滑な移行という面では、導入修習の終わりに、自分に足りないことは何かという自己チェック的なアンケートを行って、それを実務庁に送ってもらえると役に立つだろうというような意見も出たところである。

(染谷幹事)

検察修習の関係は、本日、飯島幹事が欠席のため、代わって説明する。検察分科会では、導入修習において知識等の不足に気付かせ、自学自修を促すという点について、実務修習で自ら積極的に質問する者が増えたり、あるいは各庁で実施する課外プログラムへの参加者が増加したりしているといった報告があったということである。

このほか、検察教官室で試みていることとしては、修習が始まる前に修習生に資料を送り、その中で実体法あるいは訴訟法の知識をブラッシュアップしてくることを促し、事前課題あるいは導入修習のカリキュラムの中でこれを指導

しているということである。

更に、分野別実務修習においても、導入修習という助走期間があるということとで、一定の知識を得ており、実務でこれまで見たことがない問題点に直面したときに、法律あるいは判例などを自ら調べる姿勢が身についており、これも導入修習の効果の一つではないかといった意見も出たということである。

(坪井幹事)

弁護士会の単位会では、これまで分野別実務修習の円滑な実施というところに非常に重点を置いて検討、実施されてきたわけであるが、今回の協議事項とされた、自己の知識等の不足に気付かせて自学自修を促すという観点はこれまであまり意識してこなかったのが実情である。基本的に、各単位会では、自学自修を促すという意識があまりなかったというのがおおむねの意見であった。中には、民事、刑事の合同修習を行った上で全体における評価を各修習生に伝え、それにより自学自修を促している単位会もあったが、全体的にはまだあまり意識が浸透していない。したがって、今回の指担協での協議内容を踏まえ、各単位会において、知識の不足に気付かせて自学自修を促すことについて具体的な方策を検討していくという内容になっている。

各単位会からは、導入修習で個々の修習生がどういう点に気が付いているのかを個別指導の担当弁護士に直接知らしめるような、そういう情報の提供をしてほしいというような意見が多く出された。司法研修所でもその辺りの意識を持って、どのような形で連携を図っていくのかを考えていくべき状況にあると考えている。

(関幹事)

弁護の部会は民事と刑事共通であり、刑事弁護に関しても、おおむね、今、坪井幹事から説明したとおりである。そこで、刑事弁護関係のみ少し補足する。

自学自修の促しと、分野別実務修習へのスムーズな移行という観点のうち、後者の方は比較的いろいろ手当てができていますが、自学自修の促しに関しては

まだまだ実務修習地でも認識が高まっていないところなので、今回をきっかけに進めていこうということになっている。

刑事弁護の科目としては、既に幾つか対策は講じている。一つは、自学自修の時間を確保するために、導入修習の負担を少し軽くして効率化を図るということを考えており、この点は前回の委員会でも報告したとおりである。すなわち、導入修習における連続したカリキュラムで、同じ1個の刑事事件を取り上げることによって司法修習生の負担を少し軽くして、自学自修の時間を確保できるようにすることを試みている。もう一つは、前回の修習委員会の後、実施していることであるが、従前のテキストはなかなか全部読む時間がないという状況下で、少しでも早めにエッセンスの部分を理解してもらおうというコンセプトで、新しくページ数の少ない教科書を作成した。せめてそこだけでも読んで理解してもらい、自学自修につなげるというような対策を考えており、この辺りも現地の修習担当者に紹介したところである。

もう一つは、分野別実務修習へのスムーズな移行という観点から、導入修習のカリキュラムの内容を参加型、実演型にかなりシフトしたことである。具体的には、模擬接見やブレインストーミング、模擬尋問を多く取り入れ、少しでも分野別実務修習へスムーズに移行できるようにすることを心がけている。

また、単位会の司法修習委員会や指導担当弁護士との連携を強めるため、まずは、70期から刑事弁護教官室、民事弁護教官室共同で、現地にクラス担当教官が訪問し、司法修習委員会及び指導担当弁護士との意見交換を始めており、これをしばらくの間継続するということについて、各単位会の司法修習委員会からも事実上合意を得ている。

併せて、今、坪井幹事から話があったように、更に進めて、個別の司法修習生の状況について個別の指導担当弁護士に情報を伝達する方策について、検討している状況にある。

(染谷幹事)

では、引き続き、司法修習生アンケートの関係について説明する。これまで、本委員会、幹事会でも紹介、報告してきたとおり、司法修習生に対して、導入修習の終了時と集合修習の開始時の2回にわたってアンケート調査を実施している。今回報告するのは、分野別実務修習を終えて司法研修所に戻ってきた第70期司法修習生に対し、集合修習開始時に行ったアンケートの結果である。

アンケートの質問事項は、基本的に第69期司法修習生に対して行った2回目のアンケートを踏襲し、導入修習を通じて感じた知識、能力の不足と、分野別実務修習でそれに関して自学自修をしたかどうかという点について尋ねるものとしているが、自学自修の取組に関する質問を新たに加えた。まず、導入修習を通じて知識、能力に不足を感じた項目があるかどうかを尋ね、不足を感じたと回答した項目については、自学自修に取り組んだかどうかを尋ね、取り組んだと回答した項目に対しては自学自修の内容等を、取り組まなかったと回答した項目についてはその理由を尋ねるという構成になっている。

資料69はその結果である。今回のアンケートでは、司法修習生1528人中1316人が回答しており、回収率は86.1パーセントである。

集計結果を順次説明すると、まず資料69の図表1-1-1は、司法修習生が知識、能力の不足を感じた項目と、それについて自学自修に取り組んだ者の割合である。グラフの青い部分と赤い部分を合わせた部分が、知識、能力に不足を感じた者の割合であり、そのうち青の部分が、自学自修に取り組んだ者の割合である。

図表1-1-2以下は、第69期と第70期でこの結果を比較したものである。第70期で不足を感じた者の割合、赤と青の部分を合わせたものの割合が多かった上位三つは、事実認定の知識等、要件事実の考え方、刑事訴訟手続の知識であった。他方、不足を感じた者の割合が最も少なかったのは、刑事実体法の知識であった。上位の2位と3位、要件事実の考え方と刑事訴訟手続の知識の順番が入れ替わったほかは、上位三つ、それから最も割合が少なかったも

の結果は第69期と同じということになった。

第69期との比較を見ると、全ての項目で不足を感じた者の割合、すなわち赤と青を合わせた部分の割合が第69期より若干減少しているという結果となった。

次いで、図表1-2が、自学自修の内容について尋ねた結果である。青が第69期、赤が第70期であるが、自学自修の内容について最も高い割合になったのが司法研修所教材、次が法律基本書であり、全体的な傾向は第69期と同様の結果となった。自由記載欄に書かれたその他については、配属庁会で開催された勉強会に参加した、あるいは分野別実務修習での指導内容、課題を復習したといった回答が見られた。自学自修の内容について項目別に並べ直したものが図表1-3である。

続いて、図表1-4は、自学自修で苦労した内容について尋ねたものである。これは第70期から新設した質問である。回答の内容としては、自学自修すべき事項の優先順位が分からなかったという回答が最も多く、次いで、適した教材、文献が分からなかった、やり方が分からなかったという順番となった。これを項目別に並べたものが図表1-5である。これらを見ると、分野別実務修習中も自学自修に充てられる時間はそれほどなく、その中で優先順位の判断に苦労したのではないかと、更には、自学自修の具体的なイメージを十分につかんでいなかったのではないかとといったところがうかがわれる。

図表1-6は自学自修で工夫した内容を尋ねたものである。これも第70期から新設した質問である。回答内容としては、他の司法修習生に相談したというのが最も多く、次いで、教官や配属庁会の指導担当者に相談したというものが多くなっている。自由記載欄のその他については、いわゆる定評のある書籍を読んだ、インターネットや書店で様々な情報収集をしたといった回答が見られた。

図表1-8は、自学自修に取り組まなかったと答えた司法修習生に対して、

その理由を尋ねた質問である。これを項目別に並べ直したものが図表 1-9 である。これも第 70 期で新しく設けた質問である。全体的な答えとしては、自学自修を行う時間的な余裕がなかったというものが最も多く、次いで、自学自修のやり方が分からなかったが続き、更に、適した教材や文献が分からなかった、導入、分野別実務修習での学修を通じて不足を補えたと感じたといった順序になった。自由記載欄のその他では、主に時間的な余裕がなかったことの原因が書かれており、修習が多忙であった、就職活動で余裕がなかったといった回答がされていた。項目別に見ても、最も多いのが、時間的な余裕がなかったということになっているが、その中でも、当事者の視点と、法曹三者の視点、事実調査の知識、口頭・文章表現能力については、やり方が分からなかったというものと、導入修習、分野別実務修習での学修を通じて不足を補えたと感じたとする割合が比較的多くなっているという特徴が見られる。

これら自学自修に関する質問は第 70 期から設けたものであり、司法修習生の自学自修の実態を把握しようということで設けたものであるが、その実態把握に当たって、こういった質問の取り方が適切だったのかどうか、あるいは回答に当たり選択してもらった選択肢の肢が適切なものであったのかどうかという辺りは引き続き検討していく必要があると考えている。また、そもそも自学自修といったときに、その意味内容について教官側と司法修習生側で共通の理解ができているのかという問題もまだあるように思われる。司法研修所としては、司法修習生が取り組んだ工夫例を紹介するなどして共通理解を形成し、司法修習生がより積極的に自学自修に取り組むように努めていきたいと考えている。

続いて、アンケートの問 2 は、導入修習の目的に照らして各カリキュラムがどの程度役に立ったかを尋ねるものである。図表 2-1 は全体の集計結果であり、カリキュラムのうち役に立たなかったと回答したものが一つでもある者の割合が、第 69 期では 6.7 パーセントだったものが、第 70 期では 5.7 パ

一セントと、僅かながら減った。

個々のカリキュラムに関する集計結果は図表 2-2-1 である。これを見ると、ほとんどのカリキュラムで、青の「役に立った」の部分と、赤の「少し役に立った」の部分を合わせた割合が 8 割を超えている。

図表 2-2-2 以下は前の期と比べたものであり、評価の全体的な傾向には大きな違いはないが、ほとんどのカリキュラムで、役に立ったという青の部分が増えているのが特徴かと思われる。

これまでのアンケートで肯定的評価の割合が少なかった「民事弁護講義 2」、
「裁判官の役割、職務、裁判修習のガイダンス」については、第 69 期のアンケートでは肯定的評価の割合が増えたが、第 70 期ではまた減っている。そうはいっても、第 70 期での減少幅はそれほど大きなものではなく、先ほども説明したとおり、ほとんどのカリキュラムで、役に立ったという割合は増えているという事情もある。各教官室では引き続き導入修習の検証とカリキュラム内容の改善を行うことにしている。

導入修習で取り扱った内容のほかに学んでおきたかったことがあるかどうかを尋ねた問の結果が図表 3 である。ないという回答が 66.1 パーセント、あるという回答が 14.3 パーセントで、「ある」で見ると、第 69 期よりは増えている。自由記載欄に書いてもらった内容を多い順番に並べると、起案書面の書き方が一番多く、次いで倒産法の知識、家事事件の知識が続いている。第 69 期でも起案書面の書き方を挙げる者が一番多かったところである。以上が第 70 期の司法修習生アンケートの結果である。

最後に、司法修習生が導入修習で自己の知識、能力等の不足に気付いた場合、これを自学自修に結びつけていく、あるいは分野別実務修習での指導に活かすためのツールとして、導入修習での気づきを自身でチェックするシートを司法修習生に書かせることを検討している。これは、先ほども紹介があったとおり、今年の指担協の複数の分科会で、実務庁会の指導担当者から、導入修習で修習

生が感じた不足あるいは弱点を情報提供してもらえるとその点を意識して実務修習で指導することができるという意見が述べられたことに加え、司法修習生が不足に気付いたことを自学自修に結びつけられていない理由として、導入修習終了時に書いたアンケートを提出してしまうと司法修習生の手元に残らないことも原因の一つではないかと考え、検討しているものである。司法修習生には導入修習の終わり頃に書式を渡して書かせ、自分用のコピーを手元に残した上で司法研修所に提出してもらい、これを実務庁会の指導担当者に渡すとともに、司法研修所教官にも配付することを考えている。

(高橋委員長)

これらの点につき、幹事会においても議論したということなので、井田幹事長から報告をお願いしたい。

(井田幹事長)

幹事会では、本年7月に開催された指担協における協議内容、それから導入修習後の状況等に関する司法修習生アンケートの結果、そして導入修習チェックシートについて、先ほどと同様の報告があった。

幹事会では、司法修習生の自学自修に関するアンケート結果をめぐって議論が行われた。まず第1に、司法修習生の回答に、自学自修のやり方が分からない、優先順位が分からなかったと回答する者が一定数存在することについて、その具体的意味が必ずしも明らかでなく、また、不足を感じたとする知識、能力の項目によっては、そもそも自学自修による修得に必ずしも向いていないものもあるのではないかという指摘があった。

第2に、修習生が自学自修に用いる書籍等について司法研修所の教官や実務修習の指導担当者に質問するなどした際に、教官から示すリストのようなものがあるかどうかという質問があった。

第3に、法科大学院の修了生と予備試験の合格者との間で、例えば実務的知識等に相違があるかどうかを把握することも必要ではないかという指摘もあ

った。

また、第4に、導入修習チェックシートに関して、司法修習生に自己の課題を可視化して指導担当者と共有して自学自修を行うきっかけとし、また、指導目標を明確にするという点で有益であり、活用すべきであるという意見があった。

その上で、導入修習の目的は一定程度達成できているといえるものの、司法修習生が感じた不足を自学自修に結びつけることにはなお課題があり、導入修習チェックシートを活用するなどして改善に努め、今後も検証を継続するとともに、委員会においても同様に意見を伺う必要があるということで意見が一致したところである。

(高橋委員長)

それでは、指担協の協議結果と導入修習アンケートについて議論をお願いしたい。

(門田幹事)

幹事会の議論を拝聴していて、先ほど井田幹事長から紹介があったとおり、アンケートについて様々な意見が出ていたかと思う。そこでの議論を伺いながら考えていたところであるが、導入修習が始まる時にこのアンケートを始め、これまで3回行ってきた。最初、アンケートを始める際には、白熱した議論を経て導入修習が始まったところもあり、これを良いものにしなければならないということで、そもそも制度自体が是か非かというところもきちんと見ていくという意味でアンケートが始まったと聞いている。3回アンケートを取ってくると、ずっと取っていた項目についてはおおむね似たような回答が出てきており、今回の幹事会でも、前回の司法修習委員会での議論を踏まえて項目が追加されたところについて議論が行われた。

そういう意味で、フェーズが変わってきたというか、深掘りをする段階に入ってきたと感じたところであり、今後、アンケートをどのような形で取ってい

けばよいのかについて考える段階に来たのではないかと考えた次第である。

(翁委員)

先ほど井田幹事長からの紹介にもあったが、こういうアンケートは属性、例えば予備試験で入った方なのか、それとも法科大学院を出られた方なのか、あるいは、例えばもう就職の方向、分野が決まっているとか、裁判官になりたいとか、いろいろあると思うが、そういった属性で分析していくことが必要になるのではないと思う。深掘りをしていこうと思えば、やはりある程度、必要だと思う属性の項目を入れることによって、より適切な指導を考えられるところがあるのかなと思う。

それに加えて、やはり経年的に見ていくことがとても重要で、恐らく項目なども変わっていくと思うが、できるだけIT化していく、データとして蓄積していったって、分析できるようにしていくことがこれからは必要なのではないと思う。属性別に分析することもできるようになるので、そういったことも考えるといいのではないと思う。

(酒巻委員)

先ほど染谷幹事の話にも少し出てきたが、導入修習のキーワードが自学自修である。そもそも、こちら側は、自学自修は大事であり、自学自修の前提として知識、能力の不足に気付いてほしいと考えているが、司法試験に合格し導入修習に来て、詳細なカリキュラムに接した司法修習生に対して、一番根本的な自学自修の意味というのがどういうことなのかを、まず指導者の側が明瞭に教えてあげる必要があったのか、なかったのかを、一度少し立ち止まって考えた方がいいのではないと思う。これは私の直感的な印象であるが、ほとんどの司法修習生は、小さいころから大学を経て法科大学院あるいは予備試験まで勉強を続ける過程で、自分で勉強することの必要自体は、ある程度は分かっていると思うが、ただ、いきなり自学自修と言われると、どうしたらいいのだろうという人もいるかもしれない。

(井窪委員)

先ほどの幹事会の議論の報告、紹介について、自学自修といっても、教科書やテキストで補えるような知識、能力と、それでは補えないような、言い換えれば、経験を積んだり、場数を踏まないと身につかないような知識、能力というのも当然あるわけで、それを一緒にはできないのではないかという意見と理解したが、私も全くそのとおりだと思う。教科書、テキストで身につくような知識、能力の不足であれば、適切な教科書、テキストを紹介する、あるいは先ほども出たように、それに必要な時間的余裕を何とか作ってあげるということだと思うし、相当程度経験等を積まないと身につかないような性格のものであるならば、法律実務家としての姿勢や心構えを教える、養成するということに力点がある。教育の方向とか考え方が全く違くだろうと思うので、それを一緒にして議論するわけにはいかないと思っている。

私自身としては、この委員会でも何度か同じようなことを申し上げたが、後者の方が重要だと思っており、法律実務家にとって、自分が経験したことのない、よく知らない分野に直面して、それに対応しなければならないことは日常茶飯事であり、それは法律実務家をやっている限り一生続く課題なので、それにきちんと取り組んで、適切に処理ができる、対応できるという能力、気持ちの持ち方、姿勢のあり方を教えるというのは修習の非常に重要な部分だと思う。知識、能力の不足とか自学自修というふうに一言で言うのではなく、その内容に応じた研修、教育の仕方、指導の仕方ということもまた検討してほしいと思う。

(高瀬委員)

アンケートのことも含めて、導入修習は、自己の知識、能力の不足を認識させるということが一番最初の話だったのであり、司法修習生に自覚させるという点においては非常に成果があがったと思う。自覚させるのは良かったのだが、どうやって勉強したらいいのかという話まではなかなか考えていなかったの

で、このように、どうしたらいいかという話になっているのではないかと思います。

私は皆様とまた少し立場も違うので、意見も違うのであるが、恐らくここで自学自修の対象になり得るのは、今指摘があった、経験に基づくものはなかなか難しいわけで、もう既に情報化されて、資料を見てある程度解決できなければいけないものが大半になるだろうと思う。もちろん、経験を情報化して、そういったものも資料である程度勉強できるようにというのも将来的には考えなければならないのだが、すぐにはできないので、自覚していただいて、自学自修と言うのが適切なのか分かりませんが、できるだけ情報化されたものに特化したような形で勉強していただくという話でまとめていくしかないのかなと思っています。

医学の領域は、法曹と同じように、自学自修は本当にほったらかしで、「家に帰っていいよ」みたいなことをずっと長い間やってきたが、その反省もあって、PBLといわれる勉強の仕方、資料の集め方に特化して教えていて、法律と違って、必要な知識の3割ぐらいしか教えないので、あとの7割は自分で勉強しないと国家試験に通らないという状況になったので、いろいろなことを工夫している。ただ、問題だったのは、医学では、PBLのために教員が大量に投入されて、学生ではなく教員が疲弊したということがあった。多分、司法修習でPBLを導入するのは効率が悪すぎると思うが、そういった工夫がされていることを紹介したい。

それから、もう1点、先ほどアンケート項目についての調査の話があったが、属性に加えて、アンケート項目間の関連を調べるのも大事だと思う。というのは、仲間の司法修習生に聞いたという答えが出てきているが、そういう司法修習生はほかの部分でどういう回答をしているのか。例えば、仲間の修習生に聞いたという人たちは別のところで非常に特異的な答えをしている可能性もあるし、していないかもしれないが、データがあるわけなので、そういった検討もしていただき、どういう方策が良いのかを探るのが建設的ではないか。アン

ケートそのものは、表に見えない、隠れたいろいろな情報を持っているので、その辺りを有効利用すると、いろいろなことがもう少し分かるのではないかという印象を持った。

(今田委員)

このアンケート結果を伺うと、焦点を自学自修に当てて、ある意味で深掘りをした結果、この制度が非常にうまくいっているという印象である。比率が出ているものも、比率が低いので問題があるとかそういうことではなく、低いのは、それなりの中身というか、修習の内容によって司法修習生がそのように感じたということで、違いは専門家から見れば納得のいく差異であるというようなことが分かって、非常に重要な情報になっている。そういう意味から言うと、今の修習の問題点を深掘りしたけれども、出てきた結果というのは、このプロセスそのものが非常にうまくいっているということではないか。

更に次の深掘りへのステップに来ているのではないかという指摘については、おそらく、属性だとか、その中身の関係を深掘りしていくと、この制度そのものの性格などへと議論が行き着く可能性がある問題なので、逆に言えば、司法修習生の回答傾向によって問題をどんどん分析していくのは少し注意が必要といえるのではないか。もう少し全体的な結果を考えた上での深掘りを今後していかないといけないのではないか。このアンケートの結果に関して言うと、先生方がいろいろ危惧された自学自修という点に関しても比較的うまくいったという結果ではないかというのが印象である。

(酒巻委員)

幹事会において、分野別実務修習に行く場合に、個々の修習生が自分で感じた課題の個別データが提供されると今後の指導にとって有用であるということから、自己申告のチェックシートを記載させるということが出ている点について、確かに、指導する側のそのような要望はごもっともなことだと思うし、事前にそういうことを御存じの上で指導されるというのも大変良いことだと

思う。

他方で、自己申告をする修習生の身になって考えると、正直に自らの弱点を記載する人もいるだろうし、修習先の先生方に知られて何か嫌だなと思う人もいるだろうと思う。これをやること自体に何の異論もないが、前提として、自己申告記載が当人の不利益になるものではなくて、あなたをより良く指導するためにやるものであるということを説明しておく必要があるのではないか。最近の学生世代は自分がどう見られるかを著しく気に掛ける人が増えているような気がする。導入修習では成績はつけないということも周知はされていると思うが、その辺りも含めて、少し気を付けないと悪い効果が生じるおそれがあるのではないか。

(高橋委員長)

門田幹事から、少し深掘りを考えてみたいという指摘があって、私もそのとおりだと思うのだが、前にも申し上げたかもしれないが、結果を見ると、民事、刑事の実体法の知識に自分は少し足りないところがあると思う人の中で、勉強の仕方が分からない人が出てくる。これは司法試験を受かったレベルで考えると、実体法は立派な教科書があるわけだから、通常の意味では少し理解しがたい。したがって、ここで言っている実体法の知識の不足というのは、要するに普通の民法の教科書を読んだのでは分からないようなことかもしれないという気がするが、その辺りをもう少し把握したいと思う。そういう意味では、チェックシートというのは良いことだと思う。単に実体法の知識不足というのではなくて、なぜそう思ったのか、どうしてそう思ったのか、そこが入れられるので。想像すると、教科書的な知識をどう使うかというところがうまくいかないという、一部の学生にあることが、まだ修習段階でも尾を引いているのか、ともかくそういう深掘りをしていくことは大変結構だと思う。

さて、導入修習チェックシートは新しい試みで、私も方向性は良いと思っているのだが、属性などは、統計を取る方としては知りたいところであるが、ど

うか。予備試験組も数からいくともう無視できないほどになってきており、チェックをつけるぐらいはいいのかもしれないが、先ほど慎重でなければならないものがあるという指摘もあったところであり、どうか。

(酒巻委員)

予備試験組かどうかくらいはいいのではないかと思う。もちろん、予備試験合格者は、予備試験制度の本来の想定とは異なる大学生と法科大学院生がやたらに多い。その中にもいろんな方がいるので、予備試験だけを確認するというのに意味があるのかという問題はあるかもしれない。

(高橋委員長)

属性はもう少しいろいろな属性を。

(井窪委員)

私も確たることは言えないので、自信のある意見ではないが、例えば、修習生になった方を見た場合に、その人が学んできた過程というのは千差万別で、予備試験組であろうが、法科大学院卒業生であろうが、その場でどういう点に力点を置いて学んできたかというのもまた人によって違うだろうと思う。そこで、大きなカテゴリーで一概に何か言えるのかというのは難しい問題だし、そこで得られた情報に何ほどの意味があるのかという気がしないでもない。

それに併せて申し上げると、修習生になるまでの過程において知識、能力に差が生じているというのは、これはある意味では当たり前だと思う。人によって、その知識、能力の中にもムラが出てくるというのも当然だろうと思う。法律実務家にとって必要な実体法や訴訟法の知識というのは修習生の段階では差があり、ムラがあったとしても、本人の自覚や努力で補えないほどの差だというふうに私は全く考えていない。その点はむしろ適切に指導することによって、あるいは本人にそれを自分で補おうとする意欲、姿勢があれば十分に補えると思っているので、むしろ、余りその点については重視しなくてもいいのではないか。もちろん、知識、能力があるに越したことはないので、先ほど申

し上げたとおり、適切な教科書やテキストを紹介することによって補えるようなものならば、教官や指導担当者がそれを紹介すればよいし、自分は勉強したいのだけれどもどうしても時間が足りないということであるならば、その時間を作れるような、どうすればそれができるかということを通じてあげるとするのは大事なことだろうと思うが、それが一番大事なことは必ずしも考えてはいない。先ほど今田委員がおっしゃったように、深掘りも重要なだけれども、余り細かい方向にデータを取って、そこから何かを導こうとするのは少し違うかなという気がしないでもないということ、意見として申し上げる。

(山本幹事)

一つは、先ほど委員長が言われたように、予備試験合格者はもう無視できないような比率になっている。71期になれば2割になる。当然のことながら、法科大学院生というのは法科大学院において実務の基礎教育を受けてきて、それもかなり体系的なものを受けてきている。それが現実に各法科大学院でどのように行われているとか、それぞれの法科大学院生がどのようにそれを受けたかというのはもちろん千差万別ということではあるが、ただ、制度上、導入修習の時点では、体系的に受けている人とそうでない人が入ってきているということは事実としてある。それに対して、この1年間の司法修習の制度でどう対応していくかは大きな問題であると私自身は思っていて、仮にアンケートを区別して取った結果、そんなに違いがないということであれば、それはそれで一つの重要な情報であって、特段対応を変える必要はないということで、それが出てくるとするのは非常に重要なことだと思っており、違いがあるのであれば、その違いに応じて考えていかなければいけないというデータになるので、そのデータを取るということは、大きな意味があると思う。

ただ、注意しなければいけないのは、それを細かく属性分けしていくと、せっかく匿名でやっているのに特定されてしまう。實際上、非常に少ない属性だとそれが特定されてしまう可能性もあって、そういう懸念を修習生の側に持た

せるとそれは少し問題があると思うが、現在ぐらいの人数がいれば、実際上は、特定のおそれは、そんなに細かく属性分けしなければならないのかなと思い、私は、そこは、何かデータとしては取る意味があるのかなと思っている。

(高橋委員長)

アンケートを取る方は、アンケートを取りたいとなるのだが、冒頭で、染谷幹事が言われた回収率86パーセントという数字は、どんなものなのだろうか。たかだか1500人ぐらいにしてはちょっと少ないのかなと。

(今田委員)

また下がったのか。

(染谷幹事)

去年よりは少し下がっている。

(井窪委員)

アンケートを取ること自体に否定的という意味ではなくて、もちろんデータは幅広くあった方がいいに決まっているわけで、それはそれでいいと思う。

少し違う話だが、例えば、訴訟法や実体法の知識について不足を感じているといった場合、深掘りするとしたら、例えば、実体法の知識に不足を感じているというとき、実体法のどこに不足を感じているのか、訴訟法の知識の不足を感じているというとき、どこに感じているのかというようなことも記載事項としてあったらいいのではないか。あるいは、我々が想像しているのとは全然違う回答が出てくる可能性もあるだろうと思ったので。

私どもの時代は、民事訴訟法、刑事訴訟法的一方を選択すればいい時代で、私は民事訴訟法を選択したので、前期修習で入ってきた時は、同僚の修習生が議論していても何を言っているのか全く分からないような状況であった。それでも何とか付いて行って、落第もせず実務家になれた。自分が、ある意味でショックを受けて、これはえらいところに来てしまった、勉強しないととても今までの調子では付いていけないと思ってもらうことで多くの目的が達成さ

れる部分があるだろうと思っているので、それについてはかなり成果があがってきているのではないかと考えている。

そこについては、先ほど来、皆さんがおっしゃるとおり、十分に成果が出ているので、更に深掘りをして、有益な情報を取ろうということなら、それについて反対するわけでは全くない。

(高瀬委員)

アンケートの深掘りという話が出てきているが、少し気になってしまうのは、アンケートはアンケートで元々限界がある。特に、細かさだとか、答えている人がどういう認識をしているかということによって大きく影響を受けてしまうので、こちらが思っていることや、こちらが知りたいことが分かるかどうか分からず、現実にこの状態ですら分かっているかどうかは不明なわけである。そうであれば、先ほどから出てきているような細かい問題は、実はどれぐらいの人がそうなのかは関係がないわけで、例えば、実体法の知識が不足しているけれども方法が分からないといったら、それがどうなのかというのは何十人、何百人に聞く必要もないもので、ほんの数人の方に聞いてみれば、実際、どういふことなのかが分かるのではないかと思う。

ですから、先ほどから、いろいろな属性とか、匿名性うんぬんという話が出てきているが、現実の問題として、そういう意見を述べたいという修習生がいるはずなので、そういう方から意見を聞くか、あるいは現場の教官の方々が実際に修習生にその辺りを聞いてみれば、かなり細かいことが分かると思う。どれぐらいの人が不足を感じているかはアンケートで分かっているので、その頻度は要らないわけです。ここで問題になっているのは、問題と言っているものの実態が知りたいという話になるので、そういったものの方がもしかしたら有用で、今、皆さん方が問題にされていることは回避できるかもしれないし、それも利用されたりすれば問題が早く解決できるかなという気はする。

(今田委員)

深掘りをするとか、アンケートを取るというのは、要するに、翁委員がおっしゃったように、ある属性によって結果がこのように分かれる、男女でこのように分かれる、法科大学院卒業生で分かれるということによって、その分かれた結果が有意な社会的な意味があるとして、この違いを問題にするということである。だから、男女で結果に違いがあるということは、女性のこういう問題に対する受け止め方、今までのキャリアだとか、いろいろな問題で差があるということなので、改革するのは、どちらかというとその制度の方ではなく、違いが出てきた属性の方の問題点を解決するということが中心になる。どちらかといえば、今の議論は、出てきた被説明変数の方の中身を知りたいのであり、説明変数の問題を知りたいわけではないということなので、高瀬委員がおっしゃったように、インタビューの方法がよいのではないか。

通常、社会調査は、説明したい変数の効果を明らかにしたいから調査をして、こういうふうには選択肢が分かれた、だからこれは意義があるという論法になる。今の議論であれば、深掘りという議論になると、もっとインテンシブなインタビュー調査をやった方が、ある意味では、より解決に結びつくように思われる。

社会調査にもいろいろな方法があるけれども、インタビューという方法もある。

そういうことなので、何をアンケート調査で明らかにするのか、そしてアンケート調査で何が明らかになるのか、アンケート調査をやれば何でも明らかになるわけではないので、その議論というか、枠組の議論を一度きちんとやった上で、アンケートの深掘りであるとか、新たな改革というものを一歩進めるのがいいのではないかと思う。

(細田幹事)

例えば、刑事実体法の知識について、55.9パーセントの修習生が不足を感じなかったというが、我々指導側からすると、この緑色が問題であり、むしろ青は非常に良いだろうと思うし、赤も自覚しているだけよいが、むしろ緑色

は、自覚していないということが問題で、どうして自覚していないのかは本人に聞いても分からない。そういう意味では、個別で指導していく中でやっていかなければいけない問題もあるかなというように思うので、アンケートを取るにしても、その辺りも意識する必要があると思う。

(高橋委員長)

いろいろと有益な御意見をいただいた。アンケートの深掘り自体の方向性はいいが、それがアンケートという手法でどこまでできるのか、それ以外の手法、例えば導入修習チェックシート、これも良いアイデアだが、ただ、これは性質上、名前を出すものである。そうすると、それ以外の方法も、今、細田幹事が言われたようなことも含めて考えていかなければならない。

それから、少し書き方がまずかったのかなと思う。「能力等の不足を書け」という質問は、マイナスのイメージがある。導入修習を受けて、実務修習で自分としては何を学びたいのか、自分の課題は何なのか、我々もそういうことを意識しているが、言葉では、あなたは何が足りないのかと聞いている。今田委員がおっしゃるように、アンケートのプロの方はその辺りも上手に聞かれるのであろうから、そういう点の工夫も含めて考える必要がある。

(翁委員)

私も大学などで教えることが多く、私は経済学部なのだが、最近、レビューシートという仕組みがあり、授業ごとに、インターネット上で、もちろんセキュリティはあるが、感想を学生が書いてくる。それに対して、こうしたらいいのではないかとか、こういうのが役に立つのではないかという、双方向の議論ができる。そういう工夫をすることによって、その方向の深掘りについては工夫ができるのではないかと思う。またITになるが、そういうことをうまく活用して、そこから得られたデータもうまく使えないだろうかと思う。

(高橋委員長)

修習生はそういうことには慣れてきているわけだから。

大きくいえば、導入修習そのものは良い方向に動いている。ただ、もっと改善できることがあれば改善したいということだが、今日の議論を基に、また幹事会その他で更に議論を続けていきたいと思う。

イ 実務修習に関する状況等について

(高橋委員長)

次に、実務修習に関する状況に移りたい。分野別実務修習、選択型実務修習に関する司法修習生指導担当者協議会（指担協）の協議結果の概要について、染谷幹事に報告をお願いし、また上席教官の幹事にも補足をお願いしたい。

(染谷幹事)

分野別実務修習に関する指担協の協議結果を報告する。分野別実務修習では、いわゆるガイドラインに沿った指導の実現というのが順次進んでおり、今年の指担協では、その数値目標の達成にとどまらず、修習内容の質的な充実に向けた指導の工夫を議論いただいた。

全体の概要としては、各分科会とも、ガイドラインに沿った指導は浸透してきていて、これがおおむね達成できている、あるいは達成に近づいている状況にあることが確認された。

その中で、質的な充実に向けた方策については、各分科会で様々な取組、工夫例が紹介されたところである。上席教官の幹事からの報告に譲りたいと思うが、主だったところでは、各クール2か月弱という期間の中で多様な獲得目標を達成するために、既に終わった事件の記録を使ったり、あるいは全体ではなくてサマリーの起案、問題点を絞ったレポートといった方法を活用したりする例が報告され、さらに、修習生間で積極的に議論させることが有益であるといった例が紹介されたところである。

(松本幹事)

民事裁判の分科会の状況を説明する。協議事項の実務修習の質的な内容の充実のうち、まず、争点整理の過程を理解させるという観点の工夫に関し、民事

裁判で同じ事件の争点整理期日を数回傍聴できれば争点整理のプロセスもよく分かるだろうが、実務修習期間が短いため、同じ事件の傍聴に何回も入るということはなかなか難しいのが実情である。そういう中で、手続の過程に重点を置いた指導を行うために、期日の傍聴に入る前に、まず争点整理をどうするかを修習生の間で議論させ、そして傍聴した後に、今後どうしていけばいいのかというようなことも更に議論をさせて、事件の進捗を体感させることであるとか、もう既に終わった事件、あるいはかなり進行している事件の記録の後ろの部分を隠しておいて、記録の途中までを修習生に見せて議論して、議論が終わった後に隠しておいた部分を見せて、争点整理の過程を理解させるというような工夫をしている例が紹介された。

それから、多角的な視点から事案を分析する能力のかん養という面では、判断が分かれそうな事件を複数の修習生に検討又は起案させて議論させる、あるいは、原告側と被告側に分かれて和解案を作らせて、相互に相手方の和解への働きかけを考えさせるというような例が紹介された。

また、紛争解決方法を見通せる能力のかん養という意味では、事件はいろいろな段階があるので、それぞれの段階でどう事件が変わっていくのか、段階ごとに議論をさせて、段階ごとの見通しを意識させるというようなことだとか、あるいは、実務修習に入った早い段階で争点整理の流れをドラマ仕立てで作っている争点整理DVDを見せて、様々な構成や見方があることを踏まえ、記録のどこを見ればよいのかといった点や争点整理のあり方等を指導し、事件を見通せる能力のかん養に努めているというような工夫例が紹介された。

内容の充実の関係で紹介された主だった意見は、以上のようなところである。
(細田幹事)

刑事裁判について、かいつまんで申し上げると、裁判員裁判が素材としては非常に有効だという指摘があった。例えば、検察官や弁護人のパフォーマンスがどこまで裁判員の方々の評議に反映されているか、ひるがえって、では、そ

うした公判手続，裁判手続につながっていく争点の整理，証拠の整理が，裁判所として適切だったかどうか，こういったところを学ぶ良い材料であるという指摘である。裁判員裁判は，必ずしも全クールあるわけではない庁もあるが，既済の記録を活用するとか，あるいは選択型実務修習で，傍聴できなかった者をフォローするような，そういう工夫もしているという報告もあった。

なお，総論的には，2か月という非常に短い期間で実務を見てもらうので，起案をやってもらうと同時に，なるべくバラエティを持った手続の傍聴をしてもらう必要があるということで，指導する側による修習生のスケジュール管理も非常に重要ではないかという意見があった。

また，その一環として，実務修習結果簿，これは最終的にはクールが終わった時に修習生が提出するものだが，途中でそういうものを見て，どこまで書けたかを見ながら指導するのも有効であるという指摘があった。

(染谷幹事)

検察の分科会で紹介された工夫例としては，裁判員裁判のリハーサルに修習生も参加させて体感してもらうという取組が紹介された。更に出た議論としては，修習生全員で議論するという取組も最近が増えてきているということである。それぞれが担当している事件の捜査，立証をどうするかという点について，全修習生が入り，更には地検の幹部も入って議論を行う。その際に，実務上の捜査のあり方等について検討してもらい，自分の事件だけではなくて，他の修習生が担当している事件にも触れることで事件の経験や知識を増やし，更には，修習生間で議論をしていって，より良いものを目指す。こういったことを体感させているということである。全員が集まって時間が取りやすいのが朝ということで，朝礼という形でやっている庁もあるという紹介もあった。

(坪井幹事)

民事弁護について，今回の指担協で特徴的であったのは，各地の弁護士会の修習委員会が主体的に弁護修習に関与を強めているところである。修習生は各

指導担当弁護士の事務所に配属されるが、それぞれ取り扱う事件が異なるという観点から、ばらつきが生じるのはやむを得ないかと思うが、修習委員会の方が修習生や指導担当弁護士からのヒアリングを行って、実際にどういう修習を行っているのか、その辺りを聞き取った上で、不足している部分や偏っている部分に配慮して、なるべく多くの事件、ばらつきの少ないような修習を経験させるという意味で、各単位会の修習委員会、弁護士会の方が割と主体的にいろいろな面に関わるようになってきているというのが最近の傾向かと思われる。

質的な内容の充実は、里子制度であるとか、いろいろな形で多くの事件を経験させるというような工夫が各単位会で取られているというような協議内容となった。

(関幹事)

刑事弁護の分野に関しては、各地のガイドラインに沿った指導上の工夫例が紹介された。刑事弁護のガイドラインは、元々、最低刑事事件を1件は担当してほしい、できれば起訴前と起訴後を1件ずつ担当してほしいという、非常にシンプルなガイドラインであるが、前者の方はほぼ全国で達成できているという状況である。他方で、起訴前、起訴後1件ずつというのはまだもう一歩というところがある。更にもう少し詰めていくと、否認事件の経験率というのはまだそこまで高くはなく、更に少年事件の経験率はもっと低いという状況である。

そういうことを前提に各地で工夫を凝らしており、指導担当弁護士ではない、刑事事件が多い弁護士の事務所に里子に出す、それから指導担当弁護士自体を複数化する、刑事事件で良いものがあつたときにはメーリングリストで参加したい修習生を募集する、国選等の配点を担当している法テラスの事務所と連携をする、こういった各地の工夫例が紹介された。ただ、やはり刑事事件自体が非常に減少しており、少年事件もまた減少しているという中で、各地の工夫は出尽くした感が生じており、これ以上、何か手が打てるのかというと、どうなのかなということを感じさせる分科会となった。

唯一面白い工夫だと思われたのは、当番弁護士の名簿の利用である。当番弁護士というのは、毎日、各単位会で1名ないし数名が待機をする、そういう名簿になっているが、その名簿自体に修習生を毎日一人ずつ貼り付けて、当番の出動があれば、その出動の際、当番の弁護士に直ちに事務局が交渉して、修習生を連れていってくれませんかと依頼し、そこに修習生が張り付いて、一緒に当番として出動するという工夫例が紹介され、これは、確かに実務修習結果簿を拝見すると、かなり刑事弁護の経験率を高めているのは間違いなさそうであった。それ以上、打つ手はないのかなという感じも少ししている。

(染谷幹事)

選択型の実務修習についての議論を追加で報告する。指担協では、選択型実務修習、各修習地における実施上の問題点も含めた実情と充実策について議論いただいた。各分科会では、修習生が積極的に選択型実務修習に取り組めるように、各地の3庁会でプログラムの期間、長さ、実施時期を調整しており、修習生の選択のしやすさに配慮した取組をしていることが紹介された。

更に、人権関係の修習プログラムとして、ハンセン病の療養所への見学、水俣病関係のプログラム、犯罪被害者支援のプログラム、更には知的障害者の養護学校に2日間訪問したといった参加型、体験型のものを含めて、各地の実情に応じたものが行われていることが紹介された。

(高橋委員長)

続きまして、幹事会の議論の紹介をお願いしたい。

(井田幹事長)

簡単に報告する。実務修習に関する状況についても、幹事会において、指担協における分野別実務修習、そして選択型実務修習に関する協議内容の報告があった。その内容は今の染谷幹事、また、各上席教官の幹事の報告と同じである。これを受けて、実務修習の質の充実に関しては、特に、積極的に修習生同士で議論を行わせる、そういった方法等について意見交換が行われた。

その上で、分野別実務修習については、ガイドラインに沿った指導は相当の改善が見られるけれども、残された課題を克服すべく工夫を重ねるとともに質的内容の一層の充実を図っていくべきこと、また、選択型実務修習については、修習生の選択のしやすさに配慮しつつ効果的な実施を図っていくべきことで意見の一致を見たところである。

(高橋委員長)

以上の報告を受けて、分野別実務修習、選択型実務修習について議論をお願いしたい。

ガイドラインはかなり普及してきているということで、よいことである。修習生同士にディベートをさせるとか、いろいろな工夫もされている。刑事弁護は考えられることをほとんどやったということであるが、更に何か良い知恵はないか。

(藤原幹事)

新しい修習になって11年が経った。当初は、この短い期間で、修習生の数も増えて、どのような修習をすべきか、大議論があったが、ここ10年経って、だいぶ落ち着いてきているのではないか。それから、実際に実務をやっている弁護士のほぼ半数が1年修習で育ってきており、新しい修習を経て実務を経験した方々が今度は指導する側に立っている。これにより、修習は良い方向に動いていくのではないかと期待しており、我々の方もバックアップしてあげることが必要ではないかと思う。新修習については、出発点でいろいろ非難もされた点もあるが、その後、かなり改善された面もある。事件数などの工夫も、実際に修習生として自分が経験し、更に現場で実際に実務を経験した立場から、先輩法曹として、今の修習生に対していろいろと良いアドバイスがなされるのではないかと期待している。

(高橋委員長)

今、藤原幹事も言われたように、もう弁護士の半分は新制度の方たちである

から、そういう意味では、制度は少し落ち着いてきたのかもしれない。新制度を始めた頃は、指導担当の、特に弁護士は、自分たちが受けていた旧制度の修習とのギャップでなかなか苦労されたように聞いているが、最近はそういったことも減ってきたのではないか。そういう意味では、少し遅いなのかもしれないが、たまたま第二東京弁護士会の「N I B E N フロンティア」という冊子に「司法修習はこう変わった」という特集の前編があり、司法修習がこう変わったということについて、旧制度の方にも理解を得てもらうのに有益なことがいろいろ書いてあったが、ただ、私の関心として、個別具体的な事案についての指導に加えて、（１）弁護士の使命及び弁護士倫理、（２）弁護士の職務の幅広さ、（３）依頼者との信頼関係の築き方や報酬の決め方、取り方、（４）事務所の運営といった点についても指導していただければ幸いであり、これも是非お願いしたい。特に裁判官、検察官希望者は、弁護士がいかに事務所経営、報酬のところに苦労しているかを見てもらえればありがたいと思う。

分野別実務修習は更に質を向上させる点があればそれを目指していただきたく、司法修習全体でも言えることだが、特に実務修習については、有識者、法曹以外の方々から、どこまで実情を御存じの上かはともかく、相変わらず、法廷実務家の養成に偏しているのではないかという御批判があるので、我々は法廷実務家に限らず法律家としての汎用的なものを目指しているのだということも留意していただきながら更に改善に努めていただきたい。

それでは、本日の議論を踏まえ、委員長としては次のような形で司法修習委員会の意見を取りまとめたい。まず第１に、導入修習については、その目的は一定程度達成できているといえるものの、修習生が感じた不足を自学自修に結びつけることにはなお課題があり、司法研修所教官室において、今後も修習生アンケートの見直しなどを通じて実情の把握に努め、不断の検証を継続して、導入修習チェックシートの活用など、引き続き改善に努めていただければありがたい。

第2に、分野別実務修習については、ガイドラインの周知、ガイドラインに沿った指導の実現について相当の改善が見られるところではあるが、引き続き司法研修所と実務庁会が連携しながら、残された課題を克服すべく工夫を重ねるとともに、質的内容の一層の充実を図っていただければありがたい。

3番目、選択型実務修習については、司法修習生の選択のしやすさに配慮しつつ効果的な実施を図っていただきたい。このようにまとめさせていただきたい。

以上でよろしいか。

(各委員・幹事)

(異議なく了承)

(4) 今後の予定について

(高橋委員長)

次回の委員会の具体的な日程については、後日調整させていただきたい。

以上をもって、第34回司法修習委員会を終了する。

以 上